

弱い立場のひとに寄り添う活動を



弁護士

小林 哲彦さん

プロフィール 1998年弁護士登録。埼玉弁護士会所属。現在は、埼玉弁護士会貧困問題対策本部本部長代行。生活保護基準引下げ違憲埼玉訴訟の弁護団員として活動中。

子ども時代の経験が活動の背景に

私の父親は重度身体障害者でした。私
が生まれたときにはすでに車イス生活で

したので、私は父が歩いているのを見た
ことがありません。看護師の資格を持つ
母が父をずっと介護していました。生活
はギリギリで経済的に苦しい家庭でした
が、家族の絆は強かったのではないかと
思います。しかし思春期を迎えるころに
なると、まわりの子どもとの「格差」を

感じるようになりました。「うちは普通
の家庭ではない」「貧しい家庭なんだ」
と気付きました。いま思うとはずかしい
ことですが、「どうしてこんな家庭にう
まれてきたんだろう」と親を恨むことも
ありました。お金がないことで、姉は行
きたい学校には行けず、我慢している姿
を見てきました。私自身は運よく学費を
無償にしてもらえたので大学に通えまし
たが、大変な思いをたくさんしました。
弁護士になった背景にはこういった子
ども時代の環境や経験もあり、それがい
まの活動にもつながっています。弁護士
の活動は、自由が認められる独立したも

のであるからこそ、どういう立ち位置に立つかということが重要になります。私は、困っているひとや、虐げられているひと、貧しいひとの立場に立つようにはしています。これは、子ども時代の経験があるからこそです。このことを守りつづけるのは最低限、自分に課したルールでもあり、せめてもの親孝行だと思ってる部分もあります。

格差拡大と 生活保護裁判

生活保護費が引き下げられたことは生活保護利用者の健康で文化的な最低限度の生活を侵害するものであり違憲だとして、生活保護費引き下げの取り消しを求め裁判が全国各地でおこなわれています。私は埼玉の裁判で原告弁護士としてとりくんできました。

この裁判をとおして感じていることは、格差が大きく広がってきているということです。過去には「一億総中流社会」といわれた時代もありますが、これは事

実は反する言葉だと思っています。正社員として上場企業で働いている男性がいて、それに扶養されている女性がいる家庭が一般的であるという視点の言葉であり、当ても障害者やひとり親、女性労働者は置き去りにされていきました。その後、1986年に労働者派遣法が施行されてからは不安定雇用が蔓延しました。税制でいえば、消費税が導入され、3%から徐々に税率が引き上げられ、いまは10%。こういったなかで、格差の拡大は

由々しきことになってきていると感じます。子ども食堂や無料の学習支援などがありますが、こういった生活困窮者を支えるとりくみが増えていることが、格差の拡大を如実にあらわすものだと思います。私は本来、こういったことは公的な責任でおこなうべきと考えています。なぜ民間団体に安い金額で丸投げするのか疑問に感じています。

社会全体に余裕がないということも感じますが、たとえば貧困家庭の子どもであっても将来に夢を持てるような社会でなければいけないと思います。格差が固定して自分たちに社会資源が割り振られないなかで、いまの子どもたちは夢を持つことができているのでしょうか。格差

が固定されると社会は窒息するし、活力も生まれません。いまでも多い自死がもつと増えてしまうかもしれません。こういったことを考えたときに、いまの社会の流れには意見を言わなければいけないと思います、その一環として生活保護裁判にかかわっています。

2013年から3年かけて国が削減するとした生活保護費は670億円。生活保護裁判は大きな裁判です。日本の裁判所は「行政追随型」です。この背景には、同じ政党が長い間政権を握るなかで任命された最高裁の裁判官を頂点とした司法行政が確立されるとどうしても上を見ることがなくなるという構造的な問題があります。そのなかで、生活保護や原発などの大きな問題は、とくに政治と切り離すことができません。

生活保護費の切り下げについては、まず自民党が「生活保護費の1割カット」という公約を掲げて政権をとったということがあり、その公約の実現のために厚労省が引き下げたのではないかと強く疑われる資料があります。統計的、科学的、数学的にかなり無理があります。ですのでも「争うことができる裁判」といえます。しかし、「行政追随型」の裁判所が最終

的にどういった判断をするかはわかりません。

はじめに大阪地裁で勝訴しましたが、その後は各地で敗訴が続きました。「行政を勝たせる」という結論がまず先にあり、それにどう理由を付けるか。裁判官も苦しかったのではないのでしょうか。日本の司法はここまで「行政追従型」なのかと、あらためて思いました。その後、熊本地裁で勝訴したあと、東京地裁、横浜地裁、宮崎地裁、奈良地裁、青森地裁、和歌山地裁、さいたま地裁、千葉地裁、静岡地裁で勝訴しました。大阪高裁では地裁の判決が覆されたため、最高裁に上告しています。半分以上の地裁の裁判官が違法であると判断しているのだから、国がよっぽどひどいことをしたのだと想っています。論理上は絶対に勝てるはずの裁判です。全国で1000人以上の当事者、サポーター、弁護士が一体となってたたかっています。

私たち弁護士らはこの裁判に手弁当でとりくんでいます。裁判をとおして社会に問題を投げかけていくことも重要だと考えています。こういった問題がなくならないことがいちばんいいことではあるのですが、若いひとたちのなかにも「自己

責任論」が広がるなかで、この先の社会を考えると心配な面はたくさんあります。私たちの世代が魅力的な社会像を示さなければならぬという責任もあるのですが、他人を思いやれる、ひとの痛みを理解しあえるような社会になってほしいと思っています。

社会へ出る生徒たちのために

■ 県立秩父農工科学高校で11年間、毎年12月に同校の3年生に「社会に出る君たちのために」というテーマで話をしました。生徒たちには未来があって、これから夢に向かって羽ばたいていけるといふ希望がある一方で、不安定な社会のなかで自分自身を守る術を身につけておく必要があります。1時間半の時間のなかで、社会に出る際に労働関係の法律の基礎知識を身につけておくことが重要だということをお話しています。それだけでなく、もう少し伝えられることがあればいいと思います。社会情勢や日本国憲法の話などもしています。働いて給料をもらう

ようになれば税金を納めることにもなりますし、消費者としての側面を持つことにもなります。ですので、消費税も含めて税金の話にも触れるようにしています。

こういった話をするなかで、教育内容の公平性に配慮する必要は意識しています。自分の意見だけ言うのでは公平性に欠ける話になってしましますが、自分の意見を言わないというのも、子どもたちに真実を知らせないということになってしまいます。必ずさまざまな意見を提示したうえで「自分はこう考えるけど、別のいろいろな意見があってもいい」というふうに話すようにしています。

この学校では半数以上の生徒が就職するようです。労働法の基礎知識を身につけて会社で働き出したときに、「これは労働法に違反するのではないか」ということがあるかもしれません。そこですぐ会社をやめてしまおうと考えた場合、大局的に見てそれが本当に彼らのためになるのだろうかという疑問があります。労働法違反に対処する方法として、「労働組合に入ってたたかえたい」と言うのは簡単ですが、折り合いをつけて話し合いをしたうえで解決したほうがいいこ

とも多くあります。

本音としては「あるべき姿」だけを追求したいところですが、なにか問題が起ったときに親や友人に相談したり、法律相談などを利用しながら、今後どうしていくかを慎重に考えることも重要です。就職先をすぐにやめてしまえば、その先は非正規雇用でしか働けない可能性もあります。あきらかに労働法違反が多い会社となれば話は別で、早いうちに次の人生へすすむ判断をすることも必要です。労働者の権利についての話もしたうえで、同時に理想と現実のバランスをとることも必要だということも伝えるようにしています。これはなかなかむずかしい話ではありますが、1つでも2つでも生徒たちの心にひっかかるものがあればいいと思っています。

事前に生徒たちから送られてきた質問には、すべてでいねいに答えるようにしてきました。いちばん多いのは人間関係についての質問です。「順応していけるか」「いやな上司がいたらどうすればいいか」。普通の人間関係であれば付き合えないようにすればすむ話ですが、生活の糧を得る場所から逃げるわけにはいかないのです、不安に思うのは当然です。

人間関係以外にもさまざまな内容の質問がありました。が、どんな質問でも切り捨てずにひとつひとつに真剣に答える姿を見せることで、裏表のない大人もいるんだなと思ってもらえたらいいですね。

子どもたちには 事実を伝えて

現場で働く先生方には、一人ひとりの子どもの人格を、それぞれ違うものとして大切にしたいと思っています。一人ひとりの個性を尊重して大切にすることで、先生も一人ひとりの子どもから大切にされるようになります。自分自身のメンタルも大事にしてほしいと思っています。そのためにも子どもたちをよい関係をつくることは重要だと思います。よい関係をつくるためには、上から目線ではなく、子どもたちと対等に接することが必要ではないでしょうか。同僚や上司との関係で悩むこともあるかもしれません。ひとりで抱え込まずに適切な相談先へ早めに相談することで、自分を大事にしてください。

もうひとつ、社会で起きていること、事実は子どもたちにしっかり伝えてほしいと思っています。いまであれば、ロシアのウクライナ侵攻や統一協会問題などが大きな社会問題になっていますが、こういった情報が学校で子どもたちに伝わっていないのはおかしいと思うのです。私もいろいろな学校で外部講師をつとめるなかで、「考え方が偏っていないか」と言われることがあるのですが、いまの教育では政治的中立性の名のもとに「社会問題は教室で話すことではない」という空気があるのではないのでしょうか。政治も社会も語れないというのは問題です。少なくとも、事実は事実として子どもたちに伝えるべきだと思います。いろいろな意見があるのは当然のことです。どう考えるか、最終的な判断をするのは子どもたち自身です。それが子どもたち一人ひとりの人格を尊重することにもつながるのではないかと思います。

